

資料8

春日井市生活環境の保全に関する条例第25条 排水に関する規制基準 項目及び基準値

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機 ^{りん} リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- 許容限度は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、前項に定める方法により検定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 六価クロム化合物の許容限度について、令和6年4月1日（改正施行日）において現に在る工場棟については令和6年9月30日まで、従前の排水基準（0.5mg/L）が適用される。